

ウェルネスバレー推進協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、全国有数の健康長寿分野関連機関の集積地であるあいち健康の森及びその周辺地区（以下「ウェルネスバレー」という。）において、健康長寿の一大拠点の形成を目指すウェルネスバレー構想の実現を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、ウェルネスバレー推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の構成団体)

第3条 協議会は、次に掲げる団体又は機関がこれを設ける。

- (1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- (2) あいち健康の森健康科学総合センター
- (3) あいち小児保健医療総合センター
- (4) 大府商工会議所
- (5) 東浦町商工会
- (6) 株式会社げんきの郷
- (7) 社会福祉法人仁至会
- (8) あいち健康の森公園管理事務所
- (9) 大府市
- (10) 東浦町

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康長寿を目指す取組の推進に関すること。
- (2) 基本理念、目指す方向性及び目標の設定に関すること。
- (3) 戦略計画の作成及び進行管理に関すること。
- (4) 地元及び周辺機関との情報共有及び相互啓発に関すること。
- (5) 先駆的な取組の推進支援及び成果等の情報発信に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事務に関すること。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、大府市中央町五丁目70番地大府市役所内に置く。

(組織)

第 6 条 協議会は、会長、副会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 7 条 会長及び副会長 (以下「役員」という。) は、第 3 条に掲げる構成団体の長が、その協議により、構成団体の長の中から選任する。

2 役員任期は、2 年とし、再任することを妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、非常勤とする。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 8 条 委員は、第 3 条に掲げる構成団体の長又は当該構成団体の長が指名するその補助機関たる職員その他協議会が必要を認めた者をもって充てる。

2 委員任期は、2 年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長、第 15 条第 3 項に定める経理責任者その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長が指名する。

(職員)

第 10 条 事務局の職員の定数及びその構成団体別の配分は、構成団体の長が協議して定める。

2 構成団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該構成団体の職員の中から選任するものとする。

(協議会の会議及び運営委員会)

第 11 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、第 4 条に掲げる事務のうち基本的な事項について審議し、決定する。

- 2 会議の下に運営委員会を置き、会議で審議する事項について検討するとともに、前項に規定するもの以外の事項について決定する。
- 3 運営委員会の運営については、別に定める。

(会議の招集)

第 1 2 条 会議は、会長が招集する。

- 2 在任委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 1 3 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(ワーキンググループ)

第 1 4 条 第 4 条に掲げる事務のうち、基本的な事項以外の事項であって会議での検討を踏まえて運営委員会で定めるものを処理するため、協議会にワーキンググループを置き、運営委員会の下で活動させることができる。

- 2 新たに設置するワーキンググループの構成員は、原則として、会議での検討を踏まえて運営委員会が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、会長が指名する。
- 4 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、議長となる。
- 5 ワーキンググループは、運営委員会から付託された事項について検討し、その結果を運営委員会に報告するものとする。
- 6 ワーキンググループの議事その他運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(会計)

第 1 5 条 協議会の経費は、大府市若しくは東浦町の交付金又はその他の収入をも

って充てる。

- 2 前項の規定による各構成団体が交付すべき額その他経費負担に関する事項は、各構成団体の長の協議により決定するものとする。
- 3 協議会の経理責任者は、大府市企画政策部健康都市推進局ウェルネスバレー推進課長とする。
- 4 協議会に監事を置き、会長が指名する。
- 5 協議会の予算及び決算の議決は、運営委員会で審議し、決定したうえで、年度の最初に開催する会議で承認を受けるものとする。
- 6 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、構成団体の協議により会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年11月18日から施行する。
- (規約の失効)
- 2 この規約は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年7月4日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第15条第5項の規定は、平成28年度以降の決算及び平成29年度以降の予算について適用し、平成27年度以前の決算及び平成28年度以前の予算については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月26日から施行する。